(あん摩・マッサージ・指圧用) 療養費支給申請書

											年	月	目:	提出
	1	被保険者証	/3			② 氏	保険者 名							- (II)
		記号・番号	番 号			生生	年月日	昭和•	平成	年	F	1	日	
	3	被保険者		₹	_					電話		()	
		<u> </u>	所							携帯		()	
	4	事業所名		3.7.7. IF			I		,	±1.3. → →		20 (
	⑤ 被扶養者が施術を受けた場合は、下記の氏名・生年月日・続柄を記入してください。													
	氏》	名			生生	年月日	昭和	• 平成	年	月	日	被保険との続		
被	6	傷病名	1					('/)	病また 傷年月		年	月		日
保		発病または	l l	1	つ・・	•								
険者が記	8	負傷の原因		ピこ	で・・	•								
		(詳細に記入	•	どのよう	こ・・	•								
	⑨ 第三者によるものですか						はい		•		ハいえ			
入					「は	い」の場	合は「第	9三者行	為による	負傷届」	を提出	してくださ	۱۷۰°	
する	⑩ 業務中に発生したものですか				はい ・ いいえ									
と	施術を受けた ⑪ 施術所の			名	称									
ころ	_	名称・所在地		所 在	地									
9		施術を受	けた	- 日		年月	1 2	3 4 5 6	789	10 11 12	2 13 14	15 16	17 18 19	20 21
	12	(○を付けて				1 /1	22	$23\ 24\ 2$	5 26 2	7 28 29	30 31	[日間】	
		(02110)	\ / _ C			※ 暦	月単位	で一月に	こつき	1枚の申	⋾請が必	公要とな	ります。	
	(13) [†]	波 保 険 者		医療機関等に大阪府貨物運送健康保険組合が文書等により当申請内容を に同意します。										
		司 意 欄	被係	以 除者氏	:名	ⅎ								
				*	同意医	師へ確	認させて	て頂くこ	ともま	あります				
		振込希望	F	座名義	人の氏	名		普通・	当座				銀行・信	言用金庫
	14)		フリカ゛ナ					(口座番	番号)				農協・信	言用組合
		业加水大口											支店	

※以下の欄は、あん摩・マッサージ・指圧に関する振込を代理人にする場合に記入してください。

ただし、代理人は被保險者(申請者)の被扶養者に限ります。施術者及びその関係する法人等への振込(委仟)はできません。

		CAN CALL DE CONTRACTOR DE CONT	11 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	本請求に基づく給付金の受領に	代理人の氏名・印	被保険者(申請者)
受取	関する権限を代理人に委任します。	フリカ゛ナ	との関係
代理	平成 年 月 日		
人	被保険者(申請者)氏名	代理人の住所・	電話番号
の欄	•	〒 –	電話())

大阪府貨物運送健康保険組合

3104

〒536-8567 大阪市城東区鴫野西 2-11-2 業務係給付担当 06-6965-4052

http://www.daika-kenpo.or.jp

施 術 内 容 証 明 書 (あん摩・マッサージ・指圧用)

年 月分)

		被保険者証	受療					本人
	1	記号・番号 号	② 氏	名 月日	昭和・平成	年	月 日	 家族
あん摩・		初療年月日	施術	期	間	実日数	請求区分	転帰
	③:	年 月 日	年 月 日	~ 有	戶 月 日	日	新規•継続	継続・治癒 中止・転医
		傷病名						摘要
		マッサージ	右上肢 左上肢 右下肢	円 × 円 × 円 × 円 ×	四 四 四 田] =	円円円円円	
マ	施術	変形徒手矯正術		支 ×	回 =	-	円	
ッサ	内容	温罨法	円×		回 =		円	
1	欄	温罨法・電気光線器具	, ,		□ =		円	
ジ・		往療料 4km まで	円 ×		回 =		円	
		往療料 4 km 超	円 ×		回 =		円	
指圧師が		施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)					円	
記		合 計					円	
記入するところ		施術日 通院○ 往療◎	1234567891011	12 13 14	15 16 17 18	19 20 21 22 2	23 24 25 26	27 28 29 30 31
کے		上記のとおり施術を行 年	テい、その費用を領収しまし 月 日	た。	保健所登録区分	1.施術所所在	地 2.出張専	門施術者住所地
こス	④施術証明	•		一設の所	在地			
		あん摩マ						
			E	•				
	欄	あん摩 マッサー	<u> </u>)
		同意医師氏名	住所	同 意	年月日		要加	療 期 間
	⑤同			年	月日	<u> </u>		
	意記	同意医師氏名		同 意	年月日		· 要加	療 期 間
	録	-		年	月 日	·		

【添付書類】●領収書(原本) ●医師の同意書(原本) ●施術報告書(写し)

- ○同意書は、初療日または医師の同意日から 6 か月の施術に対し有効となります。有効期限後の施術分には医師の 再同意書を添付してください。なお、有効期間内における2回目以降の申請にあっては省略可。 ただし、変形徒手矯正術は1か月毎に同意書が必要です
- ○施術報告書交付料を申請する場合は、施術報告書の写しを添付してください。
- ○初療の日から1年以上・月16回以上施術継続理由・状況記入書の添付が必要です。

【注意事項】

- ◎同意した医師の診療報酬明細書を確認し、<u>同月に他の医療機関等で同一部位の治療がないか</u>など審査を経て支給 の可否を決定します。従って、支給時期は施術月から数か月後となります。
- ◎本人からの施術希望、日常生活の疲労回復(疲れ・腰痛・肩こり)や疾病予防のマッサージ等 は支給対象にはなりません。

			同	意	書	(あん摩マッサ	ージ指圧療養費用)	
	住	所						
患 者	氏	名						
	生年月	目	B	召 • 平	年	月	日	
傷病名								
発病年月日		昭• 5	Ž.	年	月	目		
同意区分	初回の同意 ・ 再 同 意 (○をつけて下さい)							
診 察 日		平成	名	丰	月	日		
	筋 麻 痺 筋 萎 縮	(筋麻痺又 躯 草			て、○をつけてT ・ 左上肢	でさい) ・ 右下肢	• 左下肢	
症状	関節拘縮	右肩	す・右肘	右手首。		右膝・右足首 左膝・左足首	· ·	
	その他	(筋麻痺、	筋萎縮又は関	節拘縮のある	部位以外に施術を	と必要とする場合には	は記載下さい)	
施術の種類	マッサーシ	ÿ (躯幹 7	ち上肢 ち	E上肢 右下	肢 左下肢)	
施術部位	変形徒手矯正術 (右上肢 左上肢 右下肢 左下肢)							
	1. 必要と	:する	2. 4	必要とした	2V)			
往 療	2. 認知 3. その (による公差 症や視覚、 他	共交通機関 内部、精	掲を使って 青神障害な	の外出が困難どにより単独	での外出が困難)	
施術に当たって注意すべき事項等があれば記載して下さい(任意) 注意事項等								
上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上のマッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。 平成年月日日								
所		地						
保険医氏名即						印		

[※] 保険医が、当該疾病について診察の上で同意する必要があります。(裏面参照) 保険医氏名は、診察した医師の氏名を記載して下さい。

同意書の交付について

〇同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によること なく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です。
- 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
- 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、<u>患者を診察</u>し、患者に同意書を交付するようお願いします。
 - ※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術 結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及 び保険医療養担当規則第17条の「保険医は、(中略)同意を与えてはならない。」に違反す るものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはな りません。
- 5 「症状」欄の3段目の「その他」欄は、1段目又は2段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位(部位が特定できる場合)を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
- 6 あん摩マッサージ指圧の<u>施術に当たって注意すべき事項</u>や要加療期間等がある場合には、 「注意事項等」欄に記載するようお願いします。
- 7 保険医の記名押印は、保険医の署名でも差し支えありません。

○再同意(貴院において「初回の同意」の場合を含む。)の留意点

- 8 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、<u>6ヶ月を超えて引き続きマッサージ</u>を受けようとする場合又は<u>1ヶ月を超えて引き続き変形徒手</u> 矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 9 上記8の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合(又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合)は、<u>施術報告書の内容をご確認願います</u>。
- 10 上記8の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
- ※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医発第1001002号)に基づくものです。

療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者(後期高齢者医療広域連合を含む。)が行うとされておりますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

往療狀況確認表

	ロハ 1/- /ビュ	1二次八八	A/住前54X					
		· CCC						
受療者的				9-5r				
往療先生			※施設へ入所の場合は施設の住所					
※ 他 取	同一日・	合:施設名称 ()施設種別()				
日	同一建物	往療の起点	施術開始時間	起点からの直線距離				
	記入欄	(出発点または先順位住所)		(地図上の直線距離)				
日								
日								
目								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
日								
月								
日								
日								
日								
日								
〈往療を必要とする理由〉 1. 独歩による公共交通機関等を使っての外出が困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより単独での外出が困難 3. その他(
<介護保険の要介護度> (1.2.3.4.5)分かれば記載下さい								
	関等への受診方 2.往診 3.車	法についてお知らせください > 奇子等()						

- 注 ・ 施設種別とは特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・グループホーム・ショートステイなど
 - ・ 同上の場合は、「同上」や「〃」との記載で差し支えない。
 - ・ 同一日・同一建物記入欄には、同一日に同一建物への往療に該当する場合であって、当該患者について往療料を算定している場合には「◎」を、算定していない場合には「○」を記入すること。
 - ・ 往療の起点については、個人宅は丁目までの記載で可とする。
 - ・ 個人情報の取り扱いには、十分注意すること。

付き添い (ア. 有り イ. 無し)